

# 肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について

金子拓

はじめに

近世の大名家文書群というとき、そのなかには大きく分けてふたつの集合体がある。笠谷和比古氏の分類でいえば「藩侯の史料（家伝の史料）」と「藩庁の史料」である。<sup>(1)</sup> いずれの文書群とも史料学的研究が進展しているが、筆者個人はもっぱら中世史を研究してきたので、前者に注目し、研究上の恩恵もこうむってきた。

近世大名家には中世へとさかのぼる古い由緒をもつ家も少なくなく、多くのばあい中世文書も伝えている。これら中世文書が中世史研究の多方面に欠かすことのできないものであることは言うまでもないが、史料学的には、個々の文書の内容はにおいて、それぞれの大名家の「家伝の史料」がどのようにして形成され、伝来されてきたのかという問題関心からアプローチがこころみられてきた。本稿はこうした視点での研究に属する。

近世大名家文書群に伝えられている中世文書は、その家がたどってきた歴史を反映している。またこれは中世文書にかぎらないが、近世におけるその家の盛衰はおろか、彼らの歴史認識や、それにもとづいた修史への取り組みを映し出すこともある。「文書が伝わらない」という状況からですら、何らかの歴史的事実を推し測ることは可能である。

九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門（旧九州文化史研究所）が所蔵する宇土細川家文書は、熊本藩の支藩宇土藩細川家に伝来した文書群だが、そのなかに『阿部氏家蔵豊太閤朱印写』と題する二冊の写本がある<sup>(2)</sup>（整理番号二七八、以下阿部本と呼ぶ）。

二冊ともに捺されてある「上野文庫」印は、明治九年（一八七六）に起きた神風連の乱に参加した熊本藩士上野在方（通称堅固、一八一〇—七六）の蔵書印であることなどから、もともと宇土細川家に伝来したものでないと思われるが、それ以上の伝来経緯は不明である。

書名にあるとおり、二冊には、「豊太閤」すなわち豊臣秀吉の文書がおもに収められている。収録文書は計一一七点（上册五一点・下册六六六点）、うち秀吉朱印状の写が九七点（上四八点・下四九点）、秀次朱印状の写が一六点（下のみ）で、ふたりの朱印状以外の文書はわずか四点到すぎない。

宛所は大半が加藤清正（主計頭）である。結論を先に述べるが、清正宛以外の文書、秀吉・秀次朱印状以外の文書も含めて総合的に判断すると、阿部本は、肥後熊本藩加藤家（加藤清正家）所蔵文書の写と考えられる。

加藤清正に関して、先駆的研究として、清正関係史料を収め、それらをもとに体系的叙述をおこなった中野嘉太郎氏の伝記『加藤清正伝』

表一 『阿部氏家蔵豊太閤朱印写』収録文書

番号	年次	日付	署判	宛所	冒頭	三鬼	尊	徳	内	備考
上 1	天正20年	正月日	朱印(秀吉)		禁制 高麗国	76	9-12	6	2	
上 2	天正20年	正月5日	朱印(秀吉)	なし	掟 / 今度大明国御動座ニ付て	76				
上 3	天正20年	6月3日	朱印(秀吉)	加藤主計頭・鍋嶋加賀守	覚 / 一、手前請取代官所	80	21			
上 4	天正20年	正月5日	朱印(秀吉)	毛利恣較守・加藤主計頭・黒田甲斐守・小西拱津守	一、今度唐入ニ付而	76	8			
上 5	天正20年	正月	朱印(秀吉)		掟 高麗国中 / 一、御法度如一書	78	19			
上 6		5月25日	安国寺恵瓊	加津元(賀主)	一筆啓達候、至名古屋御迎舟				10	
上 7	慶3年	11月19日	黒田甲斐守印・鍋嶋加賀守印	加藤主計頭	今度就順天の仕合申定条					
上 8	天正20年	2月13日	朱印(秀吉)	なし	九州衆 / 御先衆渡海之以後	77	18			
上 9	天正20年	6月21日	増田右衛門尉以下14名		申定条々事					
上 10	天正20年	6月3日	朱印(秀吉)	加藤主計頭・鍋嶋加賀守	先手備之事	80	23			
上 11	(天正20年)	3月13日	朱印(秀吉)	加藤主計頭・鍋嶋加賀守・相良宮内少輔	高麗江被御人數事	77				
上 12	(文祿2年カ)	5月16日	朱印(秀吉)	石之衆中	高麗都御座所普請衆	79	20			三鬼目録では天正20年
上 13	天正20年	正月5日	朱印(秀吉)	なし	御陣普請一所ニ可有之書立之事	76				
上 14	(文祿3年カ)	6月3日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	於高麗燒の塩式百俵	146	33			
上 15		12月晦日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為歳暮祝儀使者差越候	143	36			
上 16	(文祿2年カ)	9月7日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為音信絹百把・朝鮮之瓜漬拾桶	147	35			
上 17	(文祿3年)	2月晦日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其表為御見廻被仰遣候	97				
上 18	(文祿3年カ)	6月27日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	高麗干鯛三百ヶ到来					
上 19	(文祿2年カ)	極月20日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	於高麗自身討之白鳥壹ツ・鷹一到来					
上 20	(文祿3年カ)	5月朔日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	長々在陣辛勞不被及是非候	90				三鬼目録では文祿2年
上 21	(文祿4年)	正月16日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為其表見廻被仰付候	101				
上 22	(文祿2年)	2月8日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去月おらんかいより差越書状	87	25			
上 23	(文祿2年)	11月11日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	壬九月廿二日之書状	95	24			
上 24	(天正20年)	4月19日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰出候、高麗江渡海之儀	78				
上 25	(慶長3年)	3月13日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰遣候、渡海之者共かたる	112				
上 26	(天正20年)	3月8日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	今度唐入付而	77	17			
上 27	(慶長3年)	正月22日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	今度蔚山面へ大明人取出候処	112				
上 28	(天正20年)	卯月26日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰出候、自対馬高麗之間	78				
上 29	(文祿3年)	12月20日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	永々在番、普請等無出断之旨	99			6	
上 30	(天正20年)	3月朔日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	先書難被仰出候、寺沢忠次郎	77				
上 31	(文祿3年カ)	3月6日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為年頭之祝儀、太刀一腰・金子十兩	136	30			
上 32	(文祿2年)	2月18日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其国之儀、以一書前寄相方江	88	26			
上 33		6月14日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	黄鷹三居遠路被越候段					
上 34	(文祿3年)	2月28日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為番替福島左衛門大夫被差遣候条	88				三鬼目録では文祿2年
上 35		10月24日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去二日書状并白鳥一・鶴三到来					
上 36	(文祿2年カ)	7月12日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為七夕祝儀生絹帷子二并銀子十枚	139	39			
上 37	(文祿2年)	12月28日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去二日書状披見候					
上 38		5月14日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為端午之祝儀帷子二并帯色々	138	40			
上 39	(文祿2年)	11月10日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	懸被仰遣候、其表長々在陣	94				
上 40	(文祿3年カ)	12月20日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	白鳥一・鶴式到来之					
上 41	(文祿2年)	2月16日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰遣候、大明国人數平安表江					
上 42	(文祿2年)	5月1日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	今度豊後大友事					
上 43	(文祿3年)	卯月16日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	小西拱津守付到来被成御朱印候	97	29			
上 44	(天正20年)	6月3日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	高麗国代官所儀	80	22			
上 45	(慶長3年)	正月25日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	今度蔚山江取取候儀	112			7	
上 46	(天正20年)	卯月22日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰遣候、対馬守・小西拱津守	78				
上 47	(文祿3年)	5月24日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰出候、被越候儀御城米之儀	98				
上 48	(文祿3年)	5月19日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	美濃部四郎三郎・山城小才次令帰朝	97	27			
上 49	(文祿4年)	正月16日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	懸被仰遣候、一、当年働之儀	96				三鬼目録では文祿3年
上 50	(文祿2年)	9月23日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其方手前居城普請等之儀	93	28			
上 51	(天正20年)	2月27日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	兼而被仰出候、高麗儀	77	16			
下 1	天正20年	正月日	朱印(秀吉)	なし	定 / 一、軍勢於味方地	76	13-15	5	1	
下 2	天正19年	8月21日	朱印(秀吉)	なし	定 / 一、奉公人侍中間小者あらし子	71	6			
下 3	天正16年	7月日	朱印(秀吉)	なし	条々 / 一、諸国百姓等刀なきさし	50	3			
下 4	天正16年	7月8日	朱印(秀吉)	なし	定 / 一、諸国於海上版船之儀	50	4			
下 5	(天正16年)	壬5月14日	朱印(秀吉)	加藤主計頭・小西拱津守	陸奥守前懸遊事	49				
下 6	天正16年	9月4日	朱印(秀吉)	なし	於肥後国領知方目録 / 八代十三人衆	52	5			
下 7	天正16年	閏5月15日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	肥後国領知方目録事	51	2			
下 8	天正14年	正月6日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	播州御東部御城入目録					
下 9		卯月4日	榊原康政・大久保忠隣・本多正信	加主計	一書令啓上候、依筑紫本水方身上之儀					
下 10	(天正12年)	11月24日	朱印(秀吉)	加藤虎之助	書状之旨披見、家康多様々懇望					
下 11		5月5日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為端午之祝儀、生絹三・帷子二到来	138	43			
下 12		2月10日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為年頭之祝儀、太刀一腰・金子十兩到来	135				
下 13		12月24日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為歳暮之祝儀、呉服一重到来	142	45			
下 14		9月7日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為重陽之祝儀、呉服到来之					
下 15		5月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	端午之祝儀、帷子五					
下 16		5月朔日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為端午之祝儀、生絹五到来					
下 17		2月晦日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為音信二到来					
下 18		卯月晦日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為端午之祝儀、生絹帷子五到来					
下 19	(文祿2年)	後9月26日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被仰遣候、其方家来者共	94				
下 20	天正16年	9月4日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	其国領知方、最前国衆江可被下とて	52			9	
下 21	(天正16年)	8月10日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	肥後諸城番手之事	50				三鬼目録では天正16年カ
下 22		8月19日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為湯治見舞、道服一身中入到来					
下 23	天正16年	後5月15日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	肥後国玉名郡於高瀬津廻					
下 24	(天正16年)	5月25日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	書状披見候、妻子召連	49	1			
下 25	(天正16年)	6月13日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	しつくいぬり候者、唐人・日本仁共	49				
下 26	(天正16年)	7月2日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	書状披見候、今度何御朱印候旨				補1-7	8
下 27	(天正15年カ)	8月17日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	讃州江相越、平山城生駒衆頭相渡由	29				4
下 28	(天正16年)	なし	なし	なし	去月廿一日之書状披見候					
下 29		12月14日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為歳暮佳例、呉服一重到来之	141	44			
下 30		12月24日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為音信、黄純五卷・殺子五卷到来之	149	37			
下 31		12月12日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為歳暮祝儀、呉服一重	141	38			
下 32		8月27日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為重陽之祝儀、呉服二到来					
下 33		9月9日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為重陽之祝儀、呉服一到来					
下 34	(文祿2年カ)	9月9日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為重陽祝儀、呉服二同北政所へ二	140	42			
下 35		9月8日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	重陽之祝儀、小袖二重到来					
下 36		12月28日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為曆終之祝儀、小袖三・肩衣袴到来	143	41			

(17) 肥後加藤家旧蔵豊臣秀吉・秀次朱印状について (金子)

番号	年次	日付	著刊	宛所	冒頭	三鬼	尊	徳	内	備考
F 37	(天正16年)	10月22日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	松本柱三百本、如注文到来	130	34			
F 38		9月16日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	此者事御近所二者不被置候条	129	46			
F 39	(天正16年)	9月12日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去月十八日之書状披見候	50		3		
F 40	(天正15年)	11月11日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	小西摂津守志殿大草之奴原					
F 41	(天正18年)	卯月12日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去月廿一日之書状、唐織之袴立付	58				
F 42	(天正16年)	6月13日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	壬五月廿五日書状披見候	49		7		三鬼目録では6/12付
F 43	(天正18年)	6月28日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	関東御陣為見舞、使者殊二簡服一					
F 44	(天正18年)	6月7日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去月六日書状、去三日被加御披見候	64				
F 45	(天正18年)	3月29日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	兼而築筆候、中納言山中城江	58		5		
F 46	(天正18年)	7月16日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為御陣見廻船千斤到来	65				
F 47	(天正18年)	5月20日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	去月廿六日書状、今日廿日到来	63	7			
F 48	(天正18年)	7月12日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	急度被御遣候、昨日十一日北条氏政	65				
F 49	(天正18年)	5月13日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	為瑞陽祝儀、生綱帷子五并帯二筋	63				
F 50	(天正18年)	4月8日	朱印(秀吉)	加藤主計頭	此表様子為可聞届、飛脚付置之由	58				
F 51		卯月16日	朱印(秀次)	加藤主計頭	去月十五日書状、委細被披見候	158				
F 52	(文禄2年)	11月5日	朱印(秀次)	加藤主計頭	遠路差上使者、閏九月廿二日之書状					
F 53		11月4日	朱印(秀次)	加藤主計頭	其因相残在番	156	32			
F 54	(天正20年)	12月15日	朱印(秀次)	加藤主計頭	遠路差越使者、九月廿日之書状					
F 55		2月18日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為年頭祝儀、差上使者					
F 56	(天正20年カ)	12月19日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為見廻、去月十五日差越使者					
F 57	(天正20年)	9月8日	朱印(秀次)	加藤主計頭	其因為見舞、被差遣使者候	153				
F 58	(天正20年カ)	10月22日	朱印(秀次)	加藤主計頭	其因之様子為可申越差上使者					
F 59	(文禄2年)	正月5日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為歳暮祝儀、高麗白鳥一・鶴二到来	154		8		
F 60		5月朔日	朱印(秀次)	加藤主計頭	其表之様子為注進、三月廿一日書状					
F 61	(文禄2年)	6月24日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為見廻被御遣候、仍其因累年在番	155	31			
F 62	(文禄2年)	卯月9日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為見廻被御遣候、長々在陣	154				
F 63	(天正20年)	7月10日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為七夕祝儀、遠路差越使者	153				
F 64		3月3日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為年頭之祝儀、差越松下孫左衛門					
F 65	(文禄3年)	12月21日	朱印(秀次)	加藤主計頭	最前自此方差越使者刻	160		10		
F 66		8月27日	朱印(秀次)	加藤主計頭	為見廻被差越使者候	155				

三鬼：三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』『阿補遺1』の所載頁  
 ■三鬼目録未収録文書  
 ■他大名宛の同日付文書が三鬼目録にあるものの清正宛は未確認の文書  
 尊：尊経閣文庫整理番号（史料編纂所写真帳『尊経閣古文書集』二・三参照）  
 徳：徳川義宣『金鏡叢書』論文所収番号  
 内：内閣文庫蔵『阿部四郎五郎所持古文書』（番号は徳川B論文）  
 文書の年代比定については、曾根勇二氏のご教示を賜った。

(隆文館、一九〇九年。一九七九年に青潮社より復刻版刊行)がある。その後豊臣大名としての所領支配・蔵入地支配をめぐる森山恒雄氏の一連の研究<sup>(4)</sup>があり、近年では彼の妻子をめぐる水野勝之・福田正秀両氏の研究<sup>(5)</sup>、朝鮮出兵時における清正の果たした役割を中心にその人物像に迫った北島万次氏の研究<sup>(6)</sup>がある。

これに対し、清正（もしくは加藤家）関係史料についての研究は、古くは『熊本県史料』に、近年では『新熊本市史』史料編において史料の集積が進められ、これらの成果のうえに、徳川義宣氏による加藤家伝来史料・工芸品の紹介と検討、藤原秀之氏・福田千鶴氏らによる清正書状の紹介などがなされ、少しずつ情報も蓄積されてきた。また森山氏による近世刊行の伝記史料『続撰清正記』の成立論や、加藤家重臣飯田家文書の紹介・検討が公表され、清正関係史料の史料学的研究が新たな段階に入ったことをあざやかに印象づけている。

ただし、文書にかぎっていえば、主として清正発給文書に注目が集まり、いっぽうの清正受給文書、ひいてはそれらを含む加藤家文書のあり方という面については、「何分にも加藤家が寛永九年に出羽鶴岡に改易を受けたことで、残存する史料が少なく、そのうえに関係資料が全国的に散在しているため、研究するに不便を来しているのが現状」という森山氏の憂慮<sup>(9)</sup>がなお払拭されていないと思われる。

本稿では、阿部本所収の秀吉・秀次文書を紹介するとともに、阿部本を手がかりに、右に述べた研究状況に留意し、改易された大名家加藤家の旧蔵文書の性格と伝来、散逸の状況を検討したい。

阿部本の目録を表一として掲げる。阿部本収録文書は上下それぞれの冊ごとに通し番号を付し、上○号のように表記する。紙幅の都合上、やや変則的だが、本号に阿部本上冊の翻刻と研究篇の前半を掲載し、同下冊の翻刻と研究篇の後半は次号以降に公表したい。

一 加藤家旧蔵秀吉・秀次文書の現状

清正宛の秀吉・秀次文書は、加藤家改易後ただちに失われたわけではない。意外に多くの原本が現在も伝わっている。これら原本の所在とその伝来を確認することからはじめたい。

①前田育徳会尊経閣文庫

もつとも多くの点数を伝えているのは、前田育徳会尊経閣文庫の四六点である。明治十三年（一八八〇）八月二十五日に阿部正誠氏から前田利嗣氏に売却されたものだという。紹介者の太田晶二郎氏によれば、このとき売却されたのは朝鮮物成書五巻・秀吉朱印堅物一通・同折紙二六通・同禁制三通・同定四通・秀次朱印二通である。<sup>10</sup>秀吉朱印堅物以下の大半が清正宛（上一号・天正二十年正月付高麗国宛禁制は同内容の原本が四点、下一号・同年月付定書は同じく三点含まれている）。朝鮮物成書とは、万曆二十年（天正二十年＝一五九二）に作成された朝鮮国徳源郡など諸村の貢納物を書き上げた文書だが、清正宛の文書と一緒に伝来したと考えられる。

このほか、徳川義宣氏によれば、天正二十年正月付秀吉定書（下一号）・同年月付秀吉禁制（上一号）・（天正十八年）四月八日付秀吉朱印状（下五一号）の三点が明治二十一年以前、阿部正誠氏から高藤三郎氏に譲られた記録が尊経閣文庫にあるという。<sup>11</sup>

明治十七年十月に太政官修史館（史料編纂所の前身）において前田氏所蔵分の写本が作成され、現在史料編纂所に『加藤清正家蔵書』の書名で架蔵されている（架番号二〇七一・九四一―一二、全四二点）。二八日目までは影写の方法で写され、以降は見取り写し（贋写）がなされている。基本的に条書形式の文書や領知目録などの長めの文書が贋写にまわされており、影写分のみ、文書が月日順に配列されている。『熊本県史

料』中世篇第五（一九六六年）に収められた「加藤清正家蔵文書」はこの写本の配列どおりに翻刻されている。

②天理大学附属天理図書館

尊経閣文庫について多くの点数を伝えているのは、天理大学附属天理図書館の二二点。これらは紀伊徳川家旧蔵文書であった。史料編纂所影写本『紀伊徳川文書』（徳川頼貞氏蔵、大正十五年七月影写、三〇七一・六六一―三）に、秀吉文書二一点・秀次文書二点、計二三点の清正宛文書が収められているが、原本はのち徳川家の手を離れ、そのうち二一点が天理図書館に収蔵された（残り二点は現在、名古屋博物館・佐賀県立名護屋城博物館が一点ずつ所蔵している）。同図書館所蔵の原本写真は『天理図書館善本叢書 古文書集』（八木書店、一九八六年）に収められている。また前記二三点は、『熊本県史料』中世篇第五に「加藤文書」（南葵文庫所蔵）として翻刻されている。

これら秀吉・秀次文書は、影写本では「加藤肥後守古文書巻箱（拾巻通）」「本渡城之役文書（三通）」「征韓文書（九通）」のように分類されているが、どの時点の整理によるものかは不明である。『天理図書館善本叢書 古文書集』の解題によれば、天理図書館にある内箱は江戸時代製作と思われるカギ付の漆塗の木箱だという。これが影写本の「加藤肥後守古文書巻箱」に該当するだろうか。

紀伊徳川家旧蔵の清正宛秀吉文書は、主計頭を名乗るまえの虎之介時代に秀吉から与えられた領知判物・朱印状五点（四点が天理図書館蔵、一点が名古屋博物館蔵）が含まれているのが特徴である。なお阿部本には紀伊徳川家旧蔵分は一切収められていない（当然表一にも含まれない）。これらは続稿にて触れる予定である。

③徳川黎明会（徳川美術館）

尾張徳川家の所蔵品を伝える徳川黎明会にも、加藤家旧蔵の秀吉朱印

状三点・秀次朱印状一点、計四点の原本が所蔵されている(徳川美術館現蔵)。秀吉朱印状のうち一点が尊経閣文庫蔵とおなじく高麗国宛禁制である以外は清正宛である。これらに清正宛安国寺恵瓊書状(上六号の原本)を加えた五点は、一緒に入手した工芸品(虎頭蓋骨・蒔絵脇息・陣太鼓・小袖)とともに、入手先は千葉県香取郡多古町の池田家(元上総国武射郡飯櫃村名主)であった。池田家旧蔵品・文書を紹介した徳川義宣氏によれば、元来旗本阿部家旧蔵だったという。<sup>13)</sup>

#### ④ 千葉県中村正紀氏

『千葉県史料』中世篇諸家文書(一九六二年)に「中村文書」として収められている秀吉朱印状二点・秀次朱印状一点の計三点も清正宛である。

これら文書は中村氏先代が入手したものであり、明治二十五年七月二十六日付阿倍正誠氏の手になる覚書「加藤主計頭清正遺物伝来由緒」には、加藤忠広女がこれらの文書をもって阿倍四郎五郎正之の子政重に嫁入りしたこと、阿倍氏後裔が明治に入り千葉県一宮地方に来たこと、明治十二年に伝来文書のうち四三点を前田利嗣氏に譲ったこと(この記述は①で触れた尊経閣文庫側の記録と食い違っている)、その残りが中村文書の三点であること、などが記されている。以上は『千葉県史料』の解題による。

#### ⑤ 名古屋市博物館

名古屋市博物館には、②で触れた紀伊徳川家旧蔵文書の一点とは別にもう一点、清正宛の秀吉朱印状が所蔵されている(史料編纂所写真帳『名古屋博物館所蔵文書』一所収)。ともに軸装されている附録文書から、本文書は、もともと加藤忠広息女が阿部四郎五郎に嫁したとき持参した文書のうちの一点であり、川村正平(旧幕臣・明治期官僚・日光東照宮禰宜)が妻の縁故により入手、明治二十年七月三十一日に杉孫七郎

(旧長州藩士・明治期官僚・書家)に譲渡したものであることがわかる。<sup>14)</sup>

#### ⑥ 阿部四郎五郎所持文書

これまでは原本について述べてきたが、清正宛秀吉・秀次朱印状がまとまって確認される写本として、国立公文書館内閣文庫所蔵『阿部四郎五郎所持文書』(二六〇函二一号)にも触れておきたい。計一〇点の文書が収められた写本一冊であり、秀吉朱印状が九点(二点は尊経閣文庫に原本がある天正二十年正月付の禁制と定書)、秀次朱印状が一点という構成になっている。本文は見取り写しだが、朱印部分のみ別の紙に影写され、本文の該当箇所に貼付されている。本文に先んじて宛書とほぼ同じ「加藤主計頭とのへ」のような一行が記される文書もあり、とくに注記はないがこれらは包紙上書とみられる。蔵書印・奥書によれば太政官修史館によって明治十三年十月に作成された。

秀吉朱印状写のうち、天正十六年九月四日付の原本は④で紹介した中村文書中にあり、(天正十八年)三月二十九日付の原本は⑤で紹介した名古屋博物館所蔵のものである。また(文禄三年)十二月二十日付のものは影写本川村文助氏所蔵文書中にある。

『熊本県史料』中世篇第五に「阿部四郎五郎所蔵文書」として全点翻刻されているほか、徳川義宣氏がこの写本に注目している。徳川氏は、この写本の作成が阿部氏による前田氏への文書譲渡直後であることから、さらに残余を処分しようとしていたところ修史館の注目するところになったと推測している。<sup>15)</sup>

\* \* \*

以上、清正宛秀吉・秀次朱印状原本の現状とその伝来を見てきたが、原本所蔵先五箇所のうち①③④⑤の四箇所(および⑥の写本)が阿部(阿倍)家旧蔵の由緒をもっている。表一・翻刻篇を見てもわかるように、①③④⑤⑥の文書すべてが阿部本に収められていることから、写本

外題にある「阿部氏」と、これら阿部家は同一の家であると考えられる。すなわち、阿部家は近世の一時期、加藤家旧蔵文書を所持しており、それを写したのが阿部本上下二冊であったと推測されるのである。

## 二 阿部(阿倍)家・紀伊徳川家と加藤家文書

改易された加藤家の文書がなぜ阿部家や紀伊徳川家に伝来したのだろうか。前章で紹介した伝来の由緒からおおよその事情は察せられるが、徳川義宣氏や水野勝之氏・福田正秀氏らにより加藤家と阿部家・紀伊徳川家の関係が具体的に明らかにされているので、これらを参考にしながら、文書の伝来経緯を考えてみたい。

元和三年(一六一七)、加藤清正の次女(あま姫)が紀伊徳川家初代頼宣の室となった。瑤林院と呼ばれることになる女性である。その後寛永九年(一六三二)に加藤家は改易され、忠広は出羽庄内の酒井忠勝に預けられた。

しばらくのち、忠広息女が紀伊徳川家重臣渡辺若狭守直綱の養女という立場で阿倍四郎五郎政重に嫁した。この女性はのちに猷珠院と呼ばれる。阿倍家嫁入りの時期は定かではない。加藤家改易後、上野沼田藩真田家に忠広の男子一人と女子一人が預けられており、明暦四年(万治元一六五八)三月に前年の家光七回忌による恩赦で加藤忠広息女が「心まかせに身の進退をゆるされ」た(『徳川実紀』明暦四年三月二十九日条)とあることから、沼田に預けられていた女子を猷珠院にあて、嫁入りは赦免後の万治年間頃(一六五八―六一)かと推測されているのである。なお猷珠院は寛文二年(一六六二)に没している。

阿部家は正式には「阿倍」と称した旗本であり、家祖道音は徳川家康の曾祖父松平信忠に仕えていたという。ここで取り上げる阿倍家は道音次男定次の流れである。ちなみに道音の長男某(大蔵)の子弥七郎は家

康祖父清康を殺害した人物であった。<sup>(18)</sup>猷珠院の夫政重の父阿倍正之は、慶長十九年(一六一四)に加藤家から豊臣家に通じている者がいるという噂を調査するための監察使として熊本に下り、元和四年(一六一八)に起きた加藤家の御家騒動(馬方・牛方騒動)においてもその裁定に関与するなど、肥後および加藤家とは縁がないわけではなかった。<sup>(19)</sup>

加藤家改易後、同家の所持していた道具・文書など什物がどのように扱われたのか、詳しい史料は残っていない。改易された大名・旗本などの什物は、改易後一般的にいかなる運命をたどったのだろうか。岡崎寛徳氏の研究によれば、将来の御家再興の時を期して、一時的に縁戚につながる家が継承し、御家再興がかなったとき、本来の所蔵者に返還されていたという。<sup>(20)</sup>

加藤家のばあい、忠広が承応二年(一六五三)に庄内で没したとき、庄内藩において彼の遺品が書き上げられ、沼田に預けられていた子どもたちに引き渡されるよう望まれている。しかしそこに記載があるのは刀・脇差や茶道具のたぐいに限られ、文書などはまったく含まれていない。<sup>(21)</sup>したがって、これらの遺品を単純に家の什物とみなしていいのかわどか

は慎重に考えるべきだろう。忠広遺品の性格はともかく、岡崎氏も一例として加藤家を引き合いに出しているように、大雑把にいえば、文書を含む加藤家の什物は清正息女瑤林院・忠広息女猷珠院を介して縁戚たる紀伊徳川家や阿倍家に伝えられたとみられる。<sup>(22)</sup>

ただし加藤家のばあい、結果的に再興されなかったこともあってか、文書の伝わり方に若干の問題をはらんでいる。阿部本に紀伊徳川家旧蔵文書がまったく含まれていないことや、二人の女性の嫁入りの時間的経緯などから、次のように推測される。

加藤家改易後、清正息女瑤林院の縁で紀伊徳川家が加藤家の文書など

をいったん預かった。その後万治年間頃、徳川家では、忠広息女を同家の関係者として旗本阿倍家に嫁入りさせ、その縁で徳川家が預かっていた什物の一部や加藤家文書中の秀吉・秀次朱印状の大半が譲られた。所蔵者には、嫁入り道具のようなかたちで献珠院が阿倍家に持参したと由緒が伝承されているものの、什物移動の契機をかならずしも嫁入り時と断定することはできないだろう。

もとより徳川家から阿倍家へという文書の流れは筆者の推測にすぎない。しかしながら、阿部本に紀伊徳川家旧蔵文書がまったく収められていないので、その逆の流れは考えがたい。考えうるその他の可能性としては、加藤家が伝来文書を手放すさい、縁戚の徳川家と阿倍家に分譲されたという想定だが、先に見たように忠広遺品に文書が含まれていないことや、他家へお預けの身である献珠院がそれらを保持していたとも考えがたく、徳川家から阿倍家へという流れが、もつとも整合的だといえよう。

### 三 『阿部氏家蔵豊太閣朱印写』の史料的特色

次に阿部本に収められた秀吉・秀次文書について検討したい。一章で述べたように、阿倍家所伝の確認される尊経閣文庫蔵(①)・徳川美術館蔵(③)・中村正紀氏蔵(④)・名古屋市博物館蔵(⑤)・阿部四郎五郎所持文書(⑥)はすべて阿部本に収められている。加えて、徳川美術館が阿部氏所伝として所蔵する安国寺恵瓊書状も阿部本に見える。いっぽう紀伊徳川家旧蔵文書(②)がまったく収められていないことから、阿部本は、近世のある時点における阿倍家所蔵の加藤家旧蔵文書を写したものであると考えられる。

一九八九年に公表された三鬼清一郎氏の労作『豊臣秀吉文書目録』(以下三鬼目録と略す)によって、秀吉文書の研究はもとより、豊臣政

権の研究が格段に進んだことは言うまでもない。阿部本を検討するうえでも三鬼目録が不可欠であった。三鬼目録の増訂が後学たるわたしたちの責務でもある。

その三鬼目録と阿部本収録文書を照合すると、秀吉朱印状九七点中二三点、秀次朱印状一六点中七点が目録未収録の文書であることが判明した。これらと別に、秀吉朱印状一三点・秀次朱印状三点の計一六点は、同じ日付でほぼ同内容の他大名宛文書は確認されているが、清正宛は未確認だったものである。これに秀吉・秀次発給文書以外の未確認文書三点を加えた計四九点<sup>(23)</sup>が、いわゆる「新出」と呼ぶべき文書であることがわかった(詳細は翻刻篇・表一参照)。いっぽうで、柏原学而氏・鶴岡八幡宮・大阪城天守閣など、一章で紹介した所蔵者以外に伝えられている既知の清正宛秀吉文書の原本が阿倍家旧蔵であったことも確認される。全一一七点中四九点が新出文書、しかも加藤清正という秀吉子飼中の代表的武将に宛てた秀吉・秀次朱印状であることは驚くべきである。残る六八点が原本や別の写のかたちで現在知られているものであることを考えると、阿部本収録文書の史料的价值を疑う必要はないだろう。

新出文書中の多くが音信に対する礼状ではあるが、豊臣大名加藤清正の立場や、小田原北条氏攻め・朝鮮出兵に関係して新たな情報を提供する文書も若干含まれており、今後個々の文書にそくした研究が望まれる。筆者の能力の限界により、本稿ではそこまで及ばなかったが、いままし阿部本の検討を進めることで責を塞ぎたい。

阿部本収録文書の史料的价值は高いものの、写本としての阿部本の質はかならずしもいいとは言えない。たとえば原本の残る文書を原本と比較すると、書写のさいの脱落、誤写などが見られる(上六・二二号・三二号、下三七号など)。史料として利用するさいには注意が必要である。阿倍家がこれらの原本を手放したのは明治十三年の前田家への譲渡が

最初であったと推測される。尊経閣文庫所蔵分以外の④⑤の移動、および阿倍家から高藤三郎氏への譲渡が前田家譲渡以降であること、⑥の写本作成経緯、譲渡されたことが確実に判明する①③④⑤以外の「残った」文書が、秀吉・秀次文書としては政治色が薄い音信関係であること(内容の濃い文書から阿倍家の手を離れた)がその根拠である。

以上まず本稿では、阿部本の史料としての基本的情報を整理し、阿部本が収める加藤家文書の伝来を検討した。阿部本を起点にすれば、加藤家旧蔵文書のあり方や、清正宛秀吉文書を収録した近世成立の伝記史料類(たとえば『清正記』)の史料的人格も考えやすくなるのではなからうか。これらの点については続稿にて触れたい。

【翻刻篇】

《凡例》

- ・翻刻にあたり、所蔵者九州大学附属図書館付設記録資料館の許可を得た。
- ・収録文書について、上冊・下冊それぞれに通し番号と文書名を付した。
- ・文書名を□で囲んだものは、従来の研究・目録では未確認だったもの。
- ・文書名を○で囲んだものは、他大名に宛てた同内容の文書は確認されるものの、清正宛文書は未確認だったもの。
- ・文書名が囲まれていないものは、原本もしくは他の写が現存しているもの。
- ・文書末・本文中の○印以下は、筆者による補注。原本情報や他大名宛同内容文書の所在を中心に示した。「臆」は東京大学史料編纂所架蔵臆写本、「影」は同影写本、「写」は同写真帳を指す(数字はその冊次)。「大日本古文書」収録文書はその文書番号を記した。
- ・釈文に付した( ) 傍注は筆者注。( ) 傍注は、原本があるものについては原本との対校を示す。括弧のない行間注は底本の原注である。他に伝来する写や他大名宛同内容のものとの対校は、補注のなかで※印を付した文書とおこなった。

(表紙外題)「阿部氏家蔵豊太閣朱印写 終」  
「上野文庫」印・印文未詳印

一 豊臣秀吉禁制写

禁制 高麗国

- 一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉之事、
- 一、放火之事、

一、对地下人百姓等非分之儀申懸候事、  
右条々、堅令停止之訖、若違犯之輩於有之者、速可被処嚴科者也、

天正廿年正月日朱印

○原本尊経閣文庫蔵(四点)・徳川美術館蔵(一点)。阿部四郎五郎所持文書(国立公文書館内閣文庫蔵)に写を収める。

二 豊臣秀吉掟書写

掟

今度大明国御動座<sup>三</sup>付て、国々海道筋、其外軍勢陣取之在々地下人百姓等家を明、於令逃散者、可為曲事、宿々町なミ如常成商売<sup>有老</sup>可仕、自然陣取<sup>有老</sup>還諸人、或押買押売、或乱妨狼藉輩可為一錢切、其外猥儀於有之者、如御法度可被加御誅罰者也、

天正廿年正月五日朱印

○※毛利家文書之三―八七九号/小早川家文書之一―五〇五号/吉川家文書之一―一二二号/影・神屋文書/臆・松浦文書(肥前国平戸宛)

三 豊臣秀吉朱印状写

覚

一、手前請取代官所之内ニ御座所於有之者、其代官留守申付、其郡之物

成納可入置事、

一、法度以下事、其請取之代官所之内、手前ニ堅申付、百姓以下可召置事、

一、扶持方之事、手前代官所之内を以可下行、遠路相越候間、下々中食是又可遣候事、付代官不仕衆にも、其手より可相渡、組之衆不相替、可為一陣事、

一、高麗都より大明国境迄つなきの城々普請、為先衆申付、其代官くとして在番可仕事、

一、其地罷越物主共、つかひ女持可申、即女之扶持方可遣之由被仰付候事、

以上

天正廿年六月三日朱印

加藤主計頭とのへ  
鍋嶋加賀守とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

#### 四 豊臣秀吉朱印状写

一、今度唐人ニ付而、中国四国九州より東、人数ニハ被召連、如書付四月朔日方九月中御兵糧被下候事、

一、中国四国九州軍勢事、面々として、その家中く、知行取にも、又船かた以下ニ至迄も、如軍役着到之面々四月朔日方九月中扶持方をいたし可遣候事、

一、人数持候族、家中者ニ六ヶ月自分之兵糧有次第可相渡候、若一ヶ月も二ヶ月にても不足候分於有之者、書付ヲ以可言上候、兵糧米於播磨・大坂可被成御借事、(次行「右段国衆其外下々迄入念可申聞候也」脱)

天正廿年正月五日朱印

毛利老岐守とのへ

加藤主計頭とのへ

黒田甲斐守とのへ

小西撰津守とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

#### 五 豊臣秀吉掟書写

掟 高麗国中

一、御法度如一書各判形を仕、在々江遣之、地下人可召置事、

一、兵糧改事、公方米分者悉相改、蔵江可入置事、

一、百姓町人還住仕候て有之者共に、米銭金銀を相掛、不可取之、但於捨置於不立婦者、可改置事、

一、高麗江越候人数、兵糧無之者ニハ、切手次第ニ扶持方可相渡事、

一、かつ多候百姓等於有之者見計、かつ多さるやう令分別、可申付事、

一、在々所々放火仕間敷事ニ付、今度乱入刻人捕仕候者、不寄男女、其在所々へ慥可返付事、

一、法度以下猥於有之者、有様ニ可申上旨、誓紙を通、各々可申聞事、

一、高麗渡口より都までの路次通御泊所城々有之て、各隙明次第ニ御座所之普請可仕旨可申渡候、付、在番仕候城・近所、其者法度以下申付、知行方糺明可仕事、

右之趣能々相守、諸事無由断可申付候也、

天正廿年正月朱印

○原本尊経閣文庫蔵。ただし原本の日付は天正廿年卯月廿六日、「加藤主計頭とのへ」の宛名あり。誤写か。

天正廿年正月朱印

○原本尊経閣文庫蔵。ただし原本の日付は天正廿年卯月廿六日、「加藤主計頭とのへ」の宛名あり。誤写か。

天正廿年正月朱印

○原本尊経閣文庫蔵。ただし原本の日付は天正廿年卯月廿六日、「加藤主計頭とのへ」の宛名あり。誤写か。

天正廿年正月朱印

○原本尊経閣文庫蔵。ただし原本の日付は天正廿年卯月廿六日、「加藤主計頭とのへ」の宛名あり。誤写か。

天正廿年正月朱印

六 安国寺惠瓊書状写

一筆令啓達候、至名<sup>(示儀)</sup>古屋御迎舟被召寄付而、被成御朱印候、其表<sup>(示儀)</sup>三者、御説之趣可申入之処、重而不及其儀、先御舟之儀差渡候ハ、御朱印之儀者届可申之由被仰越候而、寺忠<sup>(示儀)</sup>か從、一通御舟相揃、寺忠召連被罷歸候、我等事ハ川口之舟さ、へ候て、只今差渡申候、各御船之儀も無残被付記候、其内御奉行衆与申談、可然やう相調、可差渡候、扱此度所々御手柄之段、御前御取沙汰無比類候、東海道御行、以其御響一國平均之段、御高名奉存候、国名何方へ流浪候、御沙汰之限ニ候、輝元<sup>(示儀)</sup>・隆景<sup>(示儀)</sup>へも所々御普請被仰付候之主、從中途御泊所へ被罷越候、就其城江被納置候御兵糧之内、人数次第御扶持方候上下之衆も、兵糧無之衆ニも、切手次第可被相渡候、從釜山浦至京都、中海道、清道、大丘、八宮、仁同、善山、尚舟、咸昌、開慶、鳥嶺、此九ヶ所輝元被申付候、延豊、槐山、清安、竹山、此四ヶ所隆景被申付候、定而御留守代可被置遣候各早々右扶持方之儀可被仰越候、其内三而御番衆申談、可令借用之候、愚僧事、御迎舟從釜山浦差出候、即今上洛可遂存候、此度不罷上、殘多候、恐々謹言、

安国寺

五月廿五日

惠瓊(花押影)

加津元様

御役所

○原本徳川美術館蔵。朝鮮地名の右傍注は原本にあるふりがな。徳川 A 論文に翻刻収録。原本写真閲覧については徳川美術館原史彦氏のご協力を得た。

七 黒田長政・鍋島直茂連署起請文写

今度就順天之仕合申定条、

一、此一着評定ニ付、互ニ言葉のあやまり、於当地ニも於日本ニも、是非を中間敷候、何れの手寄ニて善悪之儀候ても、三人之内たるへき候、我人の差別申間敷候事、

一、此表行仕置候儀ニおいてハ、善あくとも三人内たるへき事、

一、番船ニ仕懸候ニ付、三人の内舟壹艘成とも番舟ニなしつけ候所へ相ならべつけ候て、せんさくニ及ましく候、若せんさく有之おいてハ、其仁可為落度、此旨堅一手之内江可申付事、

右之条々相定上ハ、少も相違有間敷候、若於相背ハ、忝も

梵天帝釈四天王、惣而日本国中大小神祇、八幡大菩薩、天満大自在天神、殊ニ者氏神御罰可罷蒙者也、依誓紙如件、

慶三年 黒田甲斐守印

十一月十九日 鍋嶋加賀守印

加藤主計頭殿

八 豊臣秀吉朱印状写

九州衆

御先衆渡海之以後 御先衆渡海之以後同断<sup>(ナシ)</sup>

四国衆

備前宰相殿

岐阜宰相殿

惣御人数

中国衆

丹後少将殿

かうらい

いき なこや

早川主馬首

服部采女正

毛利民部大輔

九鬼大隅守

毛利兵橋

脇坂中務少輔

石田治部少輔

大谷刑部少輔(長勝)  
岡本下野守(利貞)  
牧村兵部大輔

天正廿年

二月十三日朱印

○原本尊經閣文庫藏。ただし三月十三日付。原本と体裁が大きく異なる。

九 増田長盛以下諸大名申定条書写

申定条々事、

一、今度各相抱候侍并下人之内、此申談衆中より定にて、同各内々相抱候者之儀、陣中互ニやり取有之間敷候、召返し候て、不叶子細におゐてハ、帰陣之刻返可申候、但其内ニ又定候ハ、不及是非、存分有之間敷事、

一、如此申定候内ニも、存之外なる悪党を仕候ものニおゐてハ、其抱主人と入魂之上を以、可有成敗候、但相抱候仁申分にて、入魂之儀無同心候者、衆中として批判にて、多分ニ付可被相究事、

一、当陣中にはしり候者相抱おゐてハ、互ニ相届、取返可申事、  
右条々、不可相違候、仍而状如件、

天正廿年六月廿一日

増田右衛門尉(長盛)  
石田治部少輔  
大谷刑部少輔(長谷川秀一)  
羽柴藤五郎  
前野但馬守(長盛)  
羽柴与一郎(細川忠興)  
加藤遠江守(光泰)

一〇 豊臣秀吉朱印状写

先手備之事、

一、五千人

一、七千人

一、三千人

一、式千人

一、千人

一、七百人

合壹万八千七百人

一、壹万人

一、壹万式千人

一、八百人

合式万式千八百人

一、五千人

一、六千人

一、式千人

一、壹万人

一、式千人

木村常陸介(重忠)  
小西撰津守  
黒田甲斐守  
備前宰相  
加藤主計頭  
毛利壹岐守  
鍋島加賀守

羽柴対馬侍従(宗義曾)

小西撰津守(備前)

松浦刑部卿法印(備前)

有馬修理大夫(備前)

大村新八郎(宗前)

宇久大和守(五島義之)

加藤主計頭

鍋嶋加賀守

相良宮内大輔(長盛)

黒田甲斐守(大友義統)

羽柴豊後侍従(大友義統)

毛利壹岐守(島津義弘)

羽柴薩摩侍従(島津義弘)

高橋九郎(元種)

秋月三郎(種長)  
伊藤民部大輔(伊藤氏)  
嶋津又七郎(豊人)

合貳万五千人

右一日宛番替ニ先懸可仕候、

同次之備

一、四千八百人

福嶋左衛門大夫(正理)

一、三千九百人

戸田民部少輔(勝隆)

合八千七百人

一、七千三百人

蜂須賀阿波守(家政)

以上

一、三千人

羽柴土佐侍従(長宗政部元親)

一、五千五百人

生駒雅楽頭(親正)

一、七百人

来嶋兄弟(通綱、通雄)

合九千貳百人

一、壹万人

羽柴小早川侍従(小早川隆政)

一、千五百人

羽柴久留米侍従(小早川秀包)

一、貳千五百人

羽柴柳川侍従(立花宗茂)

一、八百人

高橋主膳正

一、九百人

筑紫上野介(広門)

合壹万五千七百人

一、三万人

羽柴安藝宰相(毛利輝元)

以上

都合十三万人

右先懸之儀者、三組之者一日替ニ被仰付候間、可成其意候、其次ニ備如書立次第ノ無由断相勤、大明国可成程可申付候、猶以渡海之人數追々

可相詰旨被仰出候、日本弓箭きひしき国にてさへ、五百千にて如此不殘被仰付候、皆共者多勢にて大國之長袖國へ先懸仕候間、無心元も不被思食候、早速可申付事肝要候、猶石田治部少輔・増田右衛門・大谷刑部少輔可申候也、

天正廿年六月三日朱印

加藤主計頭殿(このへ)

鍋嶋加賀守殿(このへ)

○原本尊経閣文庫蔵。

一一 豊臣秀吉朱印状写

高麗江被渡御人數事、

一番

一、五千人

羽柴対馬侍従

一、七千人

小西撰津守

一、三千人

松浦刑部卿法印

一、貳千人

有馬修理大夫

一、千人

大村新八郎

一、七百人

五嶋大和守

合壹万八千七百人

二番

一、壹万人

加藤主計頭

一、壹万貳千人

鍋嶋加賀守

一、八百人

○底本「相良宮本」アリ

合貳万貳千八百人

三番

一、五千人

黒田甲斐守

一、六千人 羽柴豊後侍従

合壹万千人

四番

一、貳千人 毛利壹岐守

一、壹万人 羽柴薩<sup>(卷)</sup>廣侍従

一、貳千人 高橋九郎

秋月三郎

伊藤民部大輔

嶋津又七郎

合壹万四千人

五番

一、四千八百人 福嶋左衛門大夫

一、三千九百人 戸田民部少輔

一、三千人 羽柴土佐侍従

一、七千貳百人 蜂須賀阿波守

一、五千五百人 生駒雅楽頭

一、七百人 来嶋兄弟

合貳万五千人

六番

一、壹万人 羽柴小早川侍従

一、千五百人 羽柴久留米侍従

一、貳千五百人 羽柴柳川侍従

一、八百人 高橋主膳

一、九百人 筑紫上野介

合壹万五千七百人

七番

一、三万人 安藝宰相

八番

一、壹万人 對馬<sup>(在陣)</sup> 備前宰相

九番

一、八千人 壹岐<sup>(在陣)</sup> 岐阜宰相

一、三千五百人 同 丹後少将

合壹万五千五百人

都合拾五万八千七百人

〔二脱〕右人数、書付之次第の如く、早々可相越候、但於無順風者、相待一日、ひより見届次第嶋つたひ可渡海、自然日和悪ニこへ、馬を壹疋、人を一人取おとし候ハ、可為越度候、又日和のよく候ニ、令由断、不相越候ハ、可為鈍意事、

一、馬ハかうらいへ罷渡候ても、普請の間不入事<sup>(ナシ)</sup>候間、惣人数こしきり候て以後可越申事、

一、右之書付人数之外ハ、悉なこやに在陣可仕候、一人も渡海候ハ、可為曲事、

一、今度之御陣船肝要候ニ、船数用意候程、其一手之手柄候条、諸勢之船付定、船奉行共として令割符、請取之、渡海次第くりて可越申、高麗之地<sup>(江)</sup>相越候者指もとし、跡々の人数可相渡事、

一、高麗出船之儀、御請申ニ付てハ、右書付の如く、次第くりて令渡海候、万<sup>(一)</sup>一御請不申、於及異儀者、かうらいへ近き嶋々へ人数悉相移、船揃をは前後之次第<sup>(三)</sup>不及、先勢惣人数申談、高麗之地何れ之浦々へも一度ニ令着岸、陣取をかため、普請丈夫ニ可申付候、然時ハ九州四国中国之人数事ハ不及申、あわじ衆九鬼以下も右同前ニ、一度ニ可相越事、

已上

三月十三日朱印

加藤主計頭とのへ

鍋島加賀守とのへ

相良宮内少輔とのへ

○※影・朝鮮渡海人数事書／影・飯塚養氏所蔵文書（前記「朝鮮渡海人数事書」と同一）

一二 豊臣秀吉朱印状写

高麗都御座所普請衆

一、九州衆

一、羽柴備前宰相

以上

從釜山海都迄、路次中御泊々御普請仕衆

家無之手間入所分

一ヶ所

羽柴安藝宰相

一ヶ所

同

一ヶ所

羽柴岐阜宰相

一ヶ所

蜂須賀阿波守

一ヶ所

生駒雅楽頭

一ヶ所

福島左衛門大夫

右六ヶ所、手間之入候所、応手際可申付候普請、

城ニ家有之而、手間不入所仕衆

一ヶ所

羽柴丹後少将

一ヶ所

羽柴郡山侍従

一ヶ所

戸田民部少輔

一ヶ所

中川右衛門大夫

一ヶ所

羽柴土佐侍従  
来嶋兄弟

一ヶ所

一ヶ所

因幡伯耆衆  
但馬衆

右七ヶ所者、手間之不入処、手際次第見計、合十三所、そさうにても不苦候間、可成程急ぎ可申也、

五月十六日朱印

右之衆中

○原本尊経閣文庫蔵。

一三 豊臣秀吉朱印状写

御陣普請一所ニ可有之書立之事、

一、七千人

（一）一番、  
（二）（三）月朔日より日より次第、

三千人 普請半分

千人 同

七百人 同

式千人

合壹万三千七百人

一、壹万人

（一番、  
一番衆のつき（ぎ）、日和次第、

壹万式千人

八百人 普請半分

合式万式千八百人

一、五千人

（二番、  
式（二）番のつき（ぎ）、日和次第、

六千人

合壹万千人

一、式千人

（四番、  
三番のつき、日和次第、

小西撰津守

松浦刑部卿法印

大村新八郎

五島大和守

有馬修理大夫

加藤主計頭

鍋嶋加賀守

相良宮内少輔

黒田甲斐守

羽柴豊後侍従

毛利壹岐守

壹万人  
千五百人

羽柴薩广〔侍従〕宰相

高橋九郎

秋月三郎

伊藤民部少輔

御賞翫候、猶長東大藏大輔・山中山城守可申候也、〔正家〕  
〔長俊〕

十二月晦日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

合壹万三千五百人

一、壹万人 〔七番〕  
二月十三日、

千五百人

貳千五百人

八百人 普請半分

九百人 同

合壹万五千七百人

一、三万人 〔八番〕  
二月十六日、

都合拾万六千七百人

天正廿年正月五日朱印

○※影・蓑手利一氏所蔵文書／福岡市博物館編『黒田家文書』一一一七六号。

安藝宰相

筑紫左馬頭

高橋三郎

羽柴柳川侍従

羽柴久留米侍従

一六 豊臣秀吉朱印状写

為音信綿百把・朝鮮之瓜漬捨桶到来之、遠路入念、悦思召候、猶山中山城守可申候也、

九月七日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

一七 豊臣秀吉朱印状写

〔為其表〕其表為御見廻被仰遣候、長々在番辛勞思食候、然者普請等申付、諸事無由断氣遣專一候、猶木下大膳大夫可申候也、〔西〕

二月晦日朱印

加藤主計頭とのへ

○※写・立花文書三／膳・松浦文書／宗家朝鮮陣文書（内閣文庫蔵）／写・厚狭毛利文書二。

一四 豊臣秀吉朱印状写  
於高麗燒之塩式百俵、并其国虵式百于到来、悦思召候、猶木下大膳大夫〔吉徳〕可申候也、

六月三日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

一八 豊臣秀吉朱印状写

高麗干鯛三百ヶ到来、悦思食候、尚木下大膳大夫可申候也、

六月廿七日朱印

加藤主計頭とのへ

一五 豊臣秀吉朱印状写

為歳暮祝儀使者差越候、悦思召候、随而鱒三百・鮭二千到来、遠路一入

一九 豊臣秀吉朱印状写

於高麗自身討之白鳥彦ツ・鶴一到来、悦思食候、委曲長束大藏大輔・木下大膳大夫可申候也、

極月廿日朱印

加藤主計頭とのへ

二〇 豊臣秀吉朱印状写

長々在陣辛勞不被及是非候、仍而帷子二被遣之候、令着、弥可入精候、就夫御仕置等之儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷平治・水野久右衛門可申候也、

五月朔日朱印

加藤主計頭とのへ

- ※毛利家文書三―八九五号／吉川家文書一―七七四号／小早川家文書一―三二〇号／影・近江水口加藤子爵家文書一／影・大洲加藤文書乾／写・中川家文書三／宗家朝鮮陣文書／写・立花文書三／島津家文書一―三九〇号／写・永吉島津文書三（以上帷子二。その他帷子一を贈られた文書も多数あるが省略する）。

二一 豊臣秀吉朱印状写

為其表見廻被仰付候、長々辛勞不被及是非、依而小袖袴重被下候、猶毛利豊前守・平野新八可申候也、

正月十六日朱印

加藤主計頭とのへ

- 島津家文書一―四一八号（義弘宛）／影・龍造寺文書四／吉川家文書一―七七一号（以上小袖二）、写・立花文書二／鍋島家文書写（佐賀県史料集成）一六、五号／影・高橋文書／膳・松浦文書五／膳・伊東系譜／島津家文書一―四三〇号（家久宛）／写・天野毛利家文書二（山口県史）

では右田毛利家文書／写・永吉島津文書三（以上小袖一）。ただし清正宛以外の文言前半は、「其表長々在番、辛勞不被及是非候」。

二二 豊臣秀吉朱印状写

去月（年）おらんかいより差越書状并鶴一・鱧五・鮭五・弓式張到来、珍敷被悦思召候、其表長々在陣辛勞至候、先書三度々如被仰出候、三月可被成御渡海候之条、得其意、聊爾（之助）不可仕候、然者其方船共有次第、至名護屋可差越候、猶長束大藏大輔・木下半助可申候也、

二月八日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

二三 豊臣秀吉朱印状写

壬九月廿二日之書状、十一月十一日於大坂披見候、其表各帰朝以来無相替儀之由、尤候、殊其城番等無由断申付候由神妙候、随而鶴五到来、悦思食候、猶長束大藏大輔・木下大膳大夫可申候也、

十一月十一日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

二四 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰出候、高麗（江）渡海之儀、九州衆・四国衆・中国衆船共相揃、可罷渡旨、最前被仰出候へ共、無御心元被思食候（ナシ）三付、紀伊国警固船藤堂佐渡守被仰付、并九鬼大隅守・脇坂中務少輔・加藤左馬助備前（之）警固船重而被仰出被遣之、各申談、令渡海、高麗船附へ罷上り、御注進可申上候、但順風能々見計、可相渡候、急候而、自然至下々迄越度於在之者、

可為曲事、先々御人数つかへ候ニ付、今日十九日至小倉被成御着座候、  
 猶黒田勘ケ由可申候也、

四月十九日朱印

〔加藤主計頭とのへ脱〕

○原本中村文書〔千葉県史料中世篇諸家文書〕。

二五 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰遣候、渡海之者共かた方蔚山可引払之由、雖申遣、其方不同  
 心之旨尤候、

一、西生浦ニ者毛利壱岐守父子、同一手もの共可致在番候、為加勢四国  
 衆四番ニ仕、一番式千人之積ニ致鬪取、来年御人数被差渡迄可有之旨  
 被仰遣候条、可成其意候、

一、梁山者不入所ニ候間、とかひへ可引入之由被仰遣候事、

一、先年ゆうけきを以御託言申上候刻、城々多てハ下々自然退屈候かと  
 思召、城數十ヶ所計も被為引払、海辺ニ付手堅被仰付、其上二年三年  
 ニ一度宛御人数被指渡、焼働ニ、りやうたう境目までも可被仰付と思  
 召、城数すくなく被仰付たる事候、然に今度仕寄候城々之儀、見計申  
 付之由言上之間、上様不被成御覽所ニ候条、各次第と思召候処、敵弱  
 候へ者、何方までも其分と存、城をとりひろげ候、然る処蔚山城普請  
 以下不相調、兵糧玉葉等未入置候刻、大明朝鮮一揆同前之者共罷出、  
 城を攻そこなひ、敗軍仕候間、追付候而、悉可打果と思召候処、  
 其敵ミのかし遣、剩蔚山之儀、不得御説可引払之由申遣候儀、曲事之  
 旨被仰遣候事、

一、兵糧之儀者日本之都ニ而相届候よりも、其方へハ聊御過分之御知行  
 被下候間、自分にも其覚悟可仕儀勿論事候、其上ニ城々兵糧玉葉丈夫  
 ニ仰付、被人置候条、城一二ヶ所相抱候事候ハ、安儀候、普請之儀如

存分出来候て、縦敵取掛候共、堅固可相抱存候者、各かたへ一札を出  
 帰朝させ可申候、但各帰朝仕候跡ニ難相抱存候者、其通可申上候、随  
 其可被仰出候事、

一、来年者御人数被指渡、朝鮮都までも働候儀可被仰付候、得其意、兵  
 糧玉葉たくさんに覚悟仕、可在陣候也、

三月十三日朱印

加藤主計頭とのへ

○写・立花文書一／影・鍋島文書五／島津家文書一―四三四号（ただしそ  
 れぞれ文言に異同多数あり。鍋島文書・島津家文書と対校し、双方と大  
 きく異なる部分のみ〔 〕の傍注を付した）。

二六 豊臣秀吉朱印状写

今度唐人付而、諸国軍勢奥州津軽外浜まで御人数罷立、御先勢つかへ候  
 条、来廿日御動座候間、可成其意候、然者高麗儀羽柴对馬侍従・小西撰  
 津守罷渡候、異国ハ手ぬるく候とて、不致由断候様ニ、追々可申遣候、  
 九州四国中国之人数、先書如被仰出候、高麗一里二里之際、嶋  
 々江、其方相渡、其外九州衆・四国中国衆ハ壱岐江罷渡、可陣取由被仰付、  
 对馬守・小西一左右可相待候、無一左右高麗江不可相渡候也、

三月八日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫藏。

二七 豊臣秀吉朱印状写

今度蔚山面へ大明人取出候処、懸入、城中堅固ニ相抱、数千人討捨ニ付  
 而、敵令敗北之由、神妙働ニ候、然者兵糧米五千石最前被遣候へ共、重  
 而五千石被遣候、都合壹万石被下候間、寺沢志摩守手前方可請取候、就

夫蔚山・西生浦兩城難抱之由被聞召候、則毛利壹岐守・同一手之者共西生浦<sup>ニ</sup>可在陣之由被仰出候間、成其意、可相渡候、猶歸朝之者共罷戻、様子被聞召候て、重而可被仰出候也、

正月廿二日朱印

加藤主計頭とのへ

○楓軒文書纂第六十八。

二八 豊臣秀吉朱印状写

今度乱入之刻、人召仕候者、不寄男女、其在所へ儘<sup>ニ</sup>可返付候、其外法度書追々被遣候、寺内呉々被仰聞候間、可成其意候也、

急度被仰出候、自対馬高麗之間為渡海、其方手前船之内、六枚帆のつもり<sup>ニ</sup>の船六十艘、毛利民部・宮木長次・毛利兵橋・早川主馬首、此四人<sup>ニ</sup>可相渡、壹岐・対馬之間とも、それく<sup>ニ</sup>被仰付候、名護屋・壹岐間ハ上様御手船并なこや<sup>ニ</sup>在陣衆以手船、渡海之儀被仰付候間、成其意、堅可申付候、船頭飯米六たんほに拾人宛分被下候、中飯者<sup>ニ</sup>為船主可下行候也、

卯月廿六日朱印

加藤主計頭とのへ

○毛利家文書三一八七六号／※影・鍋島文書五。

二九 豊臣秀吉朱印状写

永々在番、普請等無由断之旨被聞召届候、多人数手前三分一、小勢ハ半分令在陣、下々暫本国之用所可為相叶候、明後年関白殿先名古屋迄動座候而、筑前中納言・備前中納言始而令渡海候、行之儀被仰付候、其刻人数令奔走、別而可抽粉骨候、来春早々御兵糧米可被指渡候、尚浅野彈正少弼・山中山城守可申候也、

十二月廿日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本影・川村文助氏所藏文書（川村氏は東京府南多摩郡浅川村住。昭和三年二月影写）。川村家は幕末の小仏関所番で代々文助を襲名した。影写時の当主は川村正一氏。正一氏息川村文吾氏の論文「旧幕臣川村正平（恵十郎）の生涯 補遺」（『大日光』七四、二〇〇四年）によれば、川村氏が蔵した「豊臣秀吉から加藤主計頭（清正）宛朱印状」は、他の所蔵史料と一緒に、昭和二十年八月二日の空襲により焼失したという。本文書がこれに該当するか。『阿部四郎五郎所持文書』に写を取める。

三〇 豊臣秀吉朱印状写

尚以、早々可有渡海候、雖然順風見届、無聊爾様可申付候、先書雖被仰出候、寺沢忠次郎被差遣候間、重而被仰遣候、対馬守・小西撰津守高麗へ於罷越者、其方事高麗一里二里之際嶋々へ令着陣、右兩人一左右可相待候、其外九州四国共対馬・壹岐二陣取、是又左右可相待候由被仰遣候、ものいやしみ仕、不致由断やう対馬守・小西かたへ追々可申遣候、御動座砌、各出向候事ハ不入儀候間、成其意、右陣取肝要候、不可由断候也、

三月朔日朱印

加藤主計頭とのへ

○毛利家文書三一八七二号／小早川家文書一一二九七号／※影・鍋島文書二／影・大友家文書録七（写）。

三一 豊臣秀吉朱印状写

為年頭之祝儀、太刀一腰・金子十両、御拾へ太刀一腰・銀子三枚并高麗雉子鶴二到来、悦思召候、猶長東大藏大輔・木下大膳大夫可申候也、

三月六日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

三二 豊臣秀吉朱印状写

其国之儀、以一書備前宰相方江被仰遣候之間、得其意、各相談、無越  
度之様可仕候、自此方御人数被相越、赤田白田一篇可被仰付候之条、先  
手丈夫ニ被仰付候ハ、ハ無御心元思召候付而、条々以一書被仰遣候、然  
者兵糧之儀、釜山浦へ被相送、手くり可被仰付、各へ可被下候間、可成  
其意候、次向々船之事、堅相改、一艘も不残奉行相判、名護屋江可指越  
候、御人数兵糧被遣候事、船無之候得者、不成処、無由断可申付候也、

二月十八日朱印

加藤主計頭殿へ

○原本尊経閣文庫蔵。

三三 豊臣秀吉朱印状写

黄鷹三居遠路被越候段、悦思食候、其方に残置候鷹共、鳥屋飼、能頃ニ  
可申付候、尚本田権右衛門・佐々経介可申候也、

六月十四日朱印

加藤主計頭とのへ

三四 豊臣秀吉朱印状写

為番替福島左衛門大夫被差遣候条、被仰出候、其儀普請相丈夫ニ申付、  
小替(勢にて)くり、或桐板候様ニ令覚悟(候て脱)、御心安可有在番候、右ニ申越候兵糧  
之儀、当春又追々被遣事、得其意、万可入精候、長々辛身(勞)、尚福嶋左衛  
門大夫可申候也、

二月廿八日朱印

加藤主計頭殿へ

○※影・鍋島文書五／影・有馬文書／写・立花文書三／影・龍造寺文書四  
／膳・松浦文書四／宗家朝鮮陣文書／島津家文書一―四〇四号／写・永  
吉島津文書三／膳・伊東系譜／写・厚狭毛利文書二

三五 豊臣秀吉朱印状写

去二日書状并白鳥二・鶴三到来、悦思召候、其節無相替儀旨、尤候、  
長々在陣辛勞至候、弥無由断、諸事可申付候、猶長束大藏大輔・木下大  
膳大夫可申候也、

十月廿四日朱印

加藤主計頭殿へ

三六 豊臣秀吉朱印状写

為七夕祝儀、生絹帷子二并銀子十枚到来、悦思召候、随而其表無相替儀  
由、尤候、在城普請以下無由断申付旨、辛身至候、猶長束大藏大輔・木  
下大膳大夫可申候也、

七月十二日朱印

加藤主計頭殿へ

○原本尊経閣文庫蔵。

三七 豊臣秀吉朱印状写

去二日書状披見候、其節無異儀旨、尤思召候、依為歳暮祝詞、白鳥二・  
鶴三到来、悦思食候、猶長束大藏大輔・木下大膳大夫可申候也、

十二月廿八日朱印

加藤主計頭殿へ

三八 豊臣秀吉朱印状写

為端午之祝詞、帷子二并帯色々入念到来、悦思召候<sup>(五)</sup>、其許之儀弥無由断諸事堅固可申付事簡要候也、

五月十四日朱印

加藤主計頭殿へ<sup>(四)</sup>

○原本尊経閣文庫蔵。

三九 豊臣秀吉朱印状写

態被仰遣候、其表長々在陣、辛勞思召候<sup>(五)</sup>、然者普請以下丈夫ニ可申付候、いやしみて諸事由断仕、無越度やう可致覚悟候、主人儀者不及申、下々迄焼火を仕、ひへぬ様ニ有之而、不煩様ニ可仕候、何ニ而も用之儀可申上候、猶長束大藏大輔・木下大膳大夫可申候也、

十一月十日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本名古屋市博物館蔵(原本未確認のため、同日付の影・鍋島文書三で対校した)。

四〇 豊臣秀吉朱印状写

白鳥一・鱈式百到来之、遠路入念、悦思召候、在番普請等無由断旨、尤候、猶長束大藏大輔・山中山城守可申候也、

十二月廿日朱印

加藤主計頭殿へ

四一 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰遣候、大明国人数平安表江罷出候由、幸之儀候条、此度被為討果大明国、御手間不入可被仰付候、然ニ其表ケ様之儀候間、悉引取、開

城府与都之間ニ陣取、小西撰津守・黒田甲斐守相談、可有之候様被仰合、浅野彈正少卿・黒田勘ヶ由兩人指遣候之間、斯元前能々遂相談、可然処ニ可致在陣候也、

二月十六日朱印

加藤主計頭とのへ

○関連文書として、黒田家文書一―一四号/毛利家文書三一九〇五号などがある。

四二 豊臣秀吉朱印状写

今度豊後大友事<sup>(五)</sup>、於平安小西撰津守数度合戦、尽粉骨候条、可助勢之処、平安一着も不聞届、伝城明退候段、臆病者前代未聞候、先年於豊後も令敗北、重豊未練者候間、則可被成御成敗と思召候得共、先助命四五人之給ニ而、安藝宰相ニ被為預置候、小侍従事も同前ニ可被仰付候得共、此方ニ在之者之儀、其上りはつ者候間、五百人之扶持方遣、於其方可抱置候、堪忍分之事候、追而可被仰出候、猶熊谷半次・水野久右衛門可申候也、

五月一日朱印

加藤主計頭とのへ

○同日付で別に勘当朱印状あり(豊公遺文/増補訂正編年大友史料二八一―三八一号)。

四三 豊臣秀吉朱印状写

小西撰津守任到来被成御朱印候、其地在番長々辛勞共候、弥普請番等無由断可申付候、大明随返答、来年御人数被差遣、急度可被仰付候条、可成其意候、猶山中山城守可申候也、

卯月十六日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

四四 豊臣秀吉朱印状写

高麗国代官所儀、以絵図被割付候、別紙如一書、応分限、手前請取之所、政道法度已下、日本如置目申付、百姓召置、年貢諸物成可取納候、然者大明江道筋御座所普請申付、為其代官々在番可仕候、猶石田治部少輔・大谷刑部少輔・増田右衛門尉可申候也、

六月三日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

四五 豊臣秀吉朱印状写

今度蔚山江敵取詰候処、其方掛入候故、城中堅固相抱候段、神妙被思召候、然者兵糧之儀、先書ニ如被仰出候、於朝鮮壹万石被下候間、寺沢志戸守手前可請取候、西生浦之儀者毛利壹岐守可令在番旨被仰遣候也、

正月廿五日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本徳川美術館蔵（徳川A論文に写真・翻刻掲載）。

四六 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰遣候、対馬守・小西撰津守高麗江令渡海、釜山海ヲ始所々城々責崩之由言上候、然者右之仕合羨候ハ、日よりをも不見届令渡海、聊爾之儀にてハ可為越度候、高麗之儀者兼而如斯可在之と思食、御先手無人ニ而為被仰付事候、令渡海候ハ、法度以下各申談、堅申付、百姓等

還住候様ニ可仕候、昨日廿一日至名嶋御着座候、一両日中ニ名護屋へ可被移御座候条、様子追々可令言上候也、

卯月廿二日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本名護屋城博物館蔵。ただし写・名護屋城博物館所蔵文書には未収録のため、『名護屋城博物館ニュース』九号（一九九八年三月）所載の写真によつて対校した。

四七 豊臣秀吉朱印状写

急度被仰出候、被越置候御城米之儀、弥古米ニ不成様ニ、手前兵糧ニ取替召置、員数無相違、无程可積置候、釜山浦并かとかい・東萊・竹嶋等有之分莫太之儀ニ候条、為御奉行福嶋左衛門大夫・毛利民部大輔ニ被仰付候、手前御城米引加、惣人数多少ニ付て、令割符可積置候、猶浅野彈正少弼・山中山城守可申候也、

五月廿四日朱印

加藤主計頭とのへ

○※影・鍋島文書四／影・大坪文書（島津義弘・福島正則・蜂須賀人数宛）。

四八 豊臣秀吉朱印状写

美濃部四郎三郎・山城小才次令婦朝、其地様子具被聞召届候、番普請等無油断之旨辛勞候、然者人数之儀、家中番替ニ申付、如御掟可在番候、知行所務以下入念、兵糧無断絶様ニ可相嗜候、被越置候御蔵米、無手付御蔵ニ可入置候、少も召遣候ハ、可為曲事候、但古米ニ不成様ニ入替、於員数者無相違様と堅可申付候、猶浅野彈正少弼・山中山城守可申候也、

五月十九日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

四九 豊臣秀吉朱印状写

態被仰遣候、

一、当年働之儀可被仰付と思召候処、寺沢志广守参上仕、先当年之働無用之由各言上之通、被聞召届候事、

一、来年閏白殿有出馬、諸勢渡海之儀被仰付、城々并伝之城迄此方御人数被入置、各働之儀丈夫ニ可被仰付候条、成其意、可令用意候事、

一、兵糧之儀、最前被遣分、何も入替置候由、尤被思召候、尚以追々三万石余被遣候条、各令割符、釜山浦ニ蔵を作、可入置候、働之時兵糧ニ可被下候事、

一、従大明佗言之筋目、兼而方実儀とハ不被思召候条、城々丈夫ニ為被仰付儀ニ候、然者朝鮮之儀、九州同前ニ思召候間、行ニハ何も内輪替ニ被仰付、面々も帰朝仕、致御目見候而方可被遣候、此道下々ニも申聞、無退屈様ニ可令覚悟候、関東北国出羽奥州果迄不残令在京、普請等被仰付候、其ニたくらべ候得者、各在陣不数候事、

一、堀廻田畑令開作、弥有付可申候、猶寺沢志摩守ニ被仰含候、并御目付として重而別人可被遣候也、

正月十六日朱印

加藤主計頭とのへ

○膳・加藤文書。

五〇 豊臣秀吉朱印状写

猶以、態御使者可被遣処、岡田相越候条、具被仰含候間、能々可承届候也、

其方手前居城普請等之儀、度々如被仰遣候、弥入念丈夫ニ可申付候、大

明無事之儀、惣別正儀ニ不被思召候ニ付而、城々被仰付、各在番候、九州同前ニ令覚悟、有付可在之候、東国北国之者共令在洛、普請等仕儀候へ者、其地者心安儀候、重而諸勢渡海之儀被仰付、赤国を始、可被加御成敗候、其上おゐて大明御詫言申上候ハ、隨其可被仰出候条、弥不可有由断候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申候也、

九月廿三日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

五一 豊臣秀吉朱印状写

兼而被仰出候、高麗儀、対馬守・小西撰津守相越、三月中ニ可究旨、先度申上候、然者両人者高麗江相移候間、其方ハ高麗一里二里際嶋々へ可令着陣、其外九州四国者共志岐・対馬ニ陣取、対馬守・小西一左右可相待候、異国者てぬるきと存、あなつり申間敷候、御目少御養生付て、三月十日頃ニ可被成御動座候、十日頃ニ御出馬候共、依様子早船ニ而も不移時日可為御着座候間、不可存由断候也、

二月廿七日朱印

加藤主計頭とのへ

○原本尊経閣文庫蔵。

〔註〕

- (1) 笠谷和比古「大名家文書の史料的特質と目録編成」(国文学研究資料館 史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八年)。
- (2) 九州大学九州文化史研究施設編『九州文化史研究所蔵古文書目録』一七(一九九〇年)。
- (3) 『図書寮叢刊 書陵部蔵書印譜』上(一九九六年)。遠藤珠紀氏のご教

- 示を得た。
- (4) 森山恒雄 A 「加藤清正の国衆対策」(『九州史学』一〇、一九五八年)・同 B 「肥後国の豊臣氏蔵入地と加藤氏所領」(竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房、一九六八年)・同 C 「豊臣氏九州蔵入地の研究」(吉川弘文館、一九八三年)など。
- (5) 水野勝之・福田正秀 『加藤清正「妻子」の研究』(ブイツーンソリューション/星雲社、二〇〇七年)。
- (6) 北島万次 『加藤清正 朝鮮侵略の実像』(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (7) 徳川義宣 A 「加藤清正・忠広史料、池田図書政長史料の伝来について」(『金鯢叢書』創刊号、一九七四年)・同 B 「加藤清正と讃岐国」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四十七年度、一九七三年)、藤原秀之「加藤清正朝鮮陣書状について」(『早稲田大学図書館紀要』四五、一九九八年)、福田千鶴「榊原家史料伝来の加藤清正書状」(『九州産業大学国際文化学部紀要』四三、二〇〇九年)。
- (8) 森山恒雄 D 「加藤清正伝記「統撰清正記」の成立とその追加集の紹介」(『熊本大学教育学部紀要・人文科学』四二、一九九三年)・同 E 「肥後加藤政権と重臣飯田角兵衛」(『市史研究くまもと』五、一九九四年)。
- (9) 森山 D 論文、一頁。
- (10) 太田晶二郎 「前田育徳会尊経閣文庫所蔵の文書」(『古文書研究』六、一九七三年)。
- (11) 徳川 A 論文、五四九頁。尊経閣文庫に譲渡されたうちに、すでに定書原本が三点、禁制が四点含まれており、後述する徳川美術館所蔵分にも禁制が一点含まれているので、高藤三郎氏譲渡分をあわせると、少なくとも阿倍家(ひいては加藤家)には、ほぼ同内容の定書四点・禁制六点の原本が伝えられていたことになる。
- (12) 昭和初年に紀伊徳川家の所蔵品売り立てがおこなわれているが、文書類もこのときに手放されたのだろうか。『紀伊徳川家蔵品展覧目録』(昭和二年四月四日、於東京美術倶楽部)、反町茂雄「二古書肆の思い出②」(平凡社ライブラリー、一九九八年、元版一九八六年)など参照。
- (13) 徳川 A 論文。
- (14) 川村家には、名古屋博物館現蔵の原本のほかにも、清正宛秀吉朱印状が伝えられていた。翻刻篇上二九号補注参照。
- (15) 徳川 A 論文、五五二頁。
- (16) 徳川 A・B 論文、水野勝之・福田正秀前掲書。
- (17) 『大泉紀年』九(史料編纂所写真帳『鶴岡酒井家文書』十四所収、刊本は『鶴岡市史資料編荘内史料集』4 大泉紀年(上巻)・承応二年(一六五三)今年条)。
- (18) 『寛政重修諸家譜』卷六三九(刊本第十冊)。
- (19) 『寛政重修諸家譜』卷六四〇(刊本第十冊)、『新熊本市史』通史編第三卷、『大日本史料』元和四年八月十日条(第十二編之二十九)。
- (20) 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』(校倉書房、二〇〇六年)第十章、同『改易と御家再興』(同成社、二〇〇七年)。
- (21) 『大泉紀年』九・承応二年閏六月二十六日条(刊本は註(17)に同じ)。
- (22) 岡崎氏は献珠院のみに注目し、加藤家改易後の同家什物の流れを忠広・献珠院・阿倍家と考えているが、本稿で論じるように紀伊徳川家も何らかのかたちで一枚かんでいたとみるべきだろう。
- (23) ただし下二三号・天正十六年閏五月十五日付秀吉朱印状のみ、『日本歴史地名大系』44 熊本県の地名(平凡社、一九八五年)の「高瀬町」項に「豊臣秀吉朱印状写」九大文化史研究所蔵」として一部が、『玉名市史』資料編 5(一九九三年)に九州大学九州文化研究施設蔵「阿倍氏家蔵豊太閤朱印写」として全文が翻刻されている。